

後期高齢者医療制度について

平成22年度の保険料と保険料軽減措置についてお知らせします。

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

〈均等割額〉 38,925 円
 〈所得割額〉 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 7.18%

●均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,838円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,892円
基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,462円
基礎控除額 (330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数	2割	31,140円

●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下）	5割

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,892円

<注意> ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。